No.1 用地管理課

	現	行			改正	後	
川表(第2条園	関係)			別表(第2条	関係)		
占用物件の 種類	区分	単 位	占用料 (単位円)	占用物件の 種類	区分	単 位	占用料 (単位円)
電柱等の工	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>	電柱等の工	第1種電柱	1本1年につき	<u>990</u>
作物	第2種電柱		1, 500	作物	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000		第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		<u>850</u>		第1種電話柱		<u>880</u>
	第2種電話柱		1, 400		第2種電話柱		1, 400
	第3種電話柱		1, 900		第3種電話柱		1, 900
	その他の柱類		<u>85</u>		その他の柱類		<u>88</u>
	共架電線その他上空に設ける線	長さ1メートル1	9		共架電線その他上空に設ける線	線 長さ1メートル1	9
	類	年につき			類	年につき	
	地下に設ける電線その他の線類		5		地下に設ける電線その他の線類		5
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>		地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>510</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>530</u>
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1, 700</u>		変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>
F	郵便差出箱		<u>720</u>		郵便差出箱		<u>740</u>

	現	行			改	正	後	
	広告塔	表示面積1平方メ	<u>2, 400</u>		広告塔		表示面積1平方メ	<u>2, 200</u>
		ートル1年につき					ートル1年につき	
	その他のもの	占用面積1平方メ	<u>1, 700</u>		その他のもの		占用面積1平方メ	<u>1,800</u>
		ートル1年につき					ートル1年につき	
水管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1	<u>36</u>	水管、下水道	外径が0.07メートル	未満のもの	長さ1メートル1	<u>37</u>
管、ガス管等	外径が0.07メートル以上0.1メ	年につき	<u>51</u>	管、ガス管等	外径が0.07メートル	以上0.1メ	年につき	<u>53</u>
の物件	ートル未満のもの			の物件	ートル未満のもの			
	外径が0.1メートル以上0.15メ		<u>77</u>		外径が0.1メートル	以上0.15メ		<u>79</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.2メ		<u>100</u>		外径が0.15メートル	以上0.2メ		<u>110</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が0.2メートル以上0.3メ		<u>150</u>		外径が0.2メートル	以上0.3メ		<u>160</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メ		<u>200</u>		外径が0.3メートル	以上0.4メ		<u>210</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メ		<u>360</u>		外径が 0.4 メートル	以上0.7メ		<u>370</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.7 メートル以上 1 メー		<u>510</u>		外径が0.7メートル	以上1メー		<u>530</u>
	トル未満のもの				トル未満のもの			

用地管理課

	現		行			改	正	後	
								1	
	外径が1メー	トル以上のもの		<u>1, 000</u>		外径が1メー	トル以上のもの		<u>1, 100</u>
看板等の物	看板	一時的に設ける	表示面積1平方メ	<u>240</u>	看板等の物	看板	一時的に設ける	表示面積1平方メ	<u>220</u>
件		もの	ートル1月につき		件		もの	ートル1月につき	
		その他のもの	表示面積1平方メ	<u>2, 400</u>			その他のもの	表示面積1平方メ	<u>2, 200</u>
			ートル1年につき					ートル1年につき	
	標識		1本1年につき	1, 400		標識		1本1年につき	1, 400
	旗ざお	祭礼、縁日等に	1本1日につき	<u>24</u>		旗ざお	祭礼、縁日等に	1本1日につき	<u>22</u>
		際し、一時的に					際し、一時的に		
		設けるもの					設けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>			その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
	幕	祭礼、縁日等に	その面積1平方メ	<u>24</u>		幕(工事用施	祭礼、縁日等に	その面積1平方メ	<u>22</u>
		際し、一時的に	ートル1日につき			設であるも	際し、一時的に	ートル1日につき	
		設けるもの				<u>のを除く。)</u>	設けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メ	<u>240</u>			その他のもの	その面積1平方メ	<u>220</u>
			ートル1月につき					ートル1月につき	
工事用施設及	工事用施設及び工事用材料置場 占月			<u>240</u>	工事用施設及び工事用材料置場 占用面積1平方メ			<u>220</u>	
ートル1月につき				ートル1月			ートル1月につき		
					付 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。				